

決済規程（ビットアルゴ取引所東京）

目次

[第1条（目的）](#)

[第2条（用語の定義）](#)

[第3条（個別競争売買に係る決済）](#)

[第4条（顧客残高管理システムへの残高反映）](#)

[第5条（法定通貨の出金）](#)

[第6条（仮想通貨の出金）](#)

[第7条（システム障害、天災地変等の場合における非常措置）](#)

第1条（目的）

この規程は、売買取引に係る業務規程に定める当取引所の市場における仮想通貨の売買に係る決済に関して必要な事項を定める。

2 この規程の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

第2条（用語の定義）

この規程において使用する仮想通貨の売買に係る用語の定義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及び業務規程施行規則において定めるところによるものとする。

2 決済とは、一つの売買取引の約定価格において合致した売り呼値を提示した者（以下、「売り方」という。）から合致した買い呼値を提示した者（以下、「買い方」という。）に対して仮想通貨を受渡し、かつ、買い方から売り方に対して対当する法定通貨を受渡し、当該売買取引を終結させることをいう。なお、いずれの受渡しも当取引所の顧客残高管理システム内の取引に参加する者のそれぞれの口座に電子的に記録されることをもって行うものとする。

3 入金とは、当取引所での仮想通貨売買のために当取引所の指定する仮想通貨口座又は銀行口座に仮想通貨又は法定通貨の残高を発生させることをいう。

4 出金とは、当取引所の定める仮想通貨口座又は銀行口座から仮想通貨又は法定通貨を他の仮想通貨口座又は銀行口座に移転させることをいう。

第3条（個別競争売買に係る決済）

業務規程第9条に定める個別競争売買の決済は、個別の約定値段における売り方と買い方との間で行われるものとする。

2 当該決済は、売り方と買い方が同一の者であった場合も相殺しないものとする。

3 当該決済は、各取引の約定後、遅滞なく行われるものとする。

第4条（顧客残高管理システムへの残高反映）

買い方として取引に参加する者で新たに業務規程第18条に定める要件を満たそうとする場合は、当取引所の指定する銀行口座に必要な額以上の法定通貨を振り込まなければならない。

2 前項にいう振り込まれた法定通貨の残高は、振込みが実施された日の翌銀行営業日の午前10時以降に当取引所の顧客残高管理システム上にある当該取引に参加する者の法定通貨口座に残高として記録されるものとする。当該取引に参加する者は、本記録が発生した以降、当取引所の取引に参加することができる。

3 売り方として取引に参加する者で新たに業務規程第18条に定める要件を満たそうとする場合は、当取引所の指定する仮想通貨ウォレットに必要な額以上の仮想通貨を振り込まなければならない。

4 前項にいう振り込まれた仮想通貨の残高は、振込みが実施され、ブロックチェーン上の承認が実施された時点をもって当取引所の顧客残高管理システム上にある当該取引に参加する者の仮想通貨口座に残高として記録されるものとする。当該取引に参加する者は、本記録が発生した以降、当取引所の取引に参加することができる。

第5条（法定通貨の出金）

法定通貨を出金しようとする者は、当取引所に対して法定通貨の出金の指図を行うものとする。

2 当取引所は、前項の出金指図に基づき、当取引所の顧客残高管理システム内の当該指図者の法定通貨口座残高と出金指図額の照合を行うものとする。照合の結果、口座残高が出金指図額と同額もしくは上回っている場合に限り、当該指図者の銀行口座に対して、出金指図額を引き出し可能とする処理を行うものとする。なお、当該処理（照合及び銀行口座出金処理）は指図を当取引所が受領した後、3銀行営業日以内実施するものとする。

3 当該出金指図は、法定通貨の最低単位以上で行うものとする。なお、法定通貨口座を

閉鎖する場合は、当該法定通貨の最低単位の整数倍でその時点の残高に最も近似する額を出金し、口座に残置される法定通貨の最低単位未満の残高については、当取引所が口座閉鎖の手数料として徴求するものとする。

4 当取引所は、犯罪行為に使用されたとの疑いが極めて高い取引に係る口座の法定通貨の出金については、当取引所の判断で一時的に停止することができるものとする。

第6条（仮想通貨の出金）

仮想通貨を出金しようとする者は、当取引所に対して仮想通貨の出金の指図を行うものとする。

2 当取引所は、前項の出金指図に基づき、当取引所の顧客残高管理システム内の当該指図者の仮想通貨口座残高と出金指図額の照合を行うものとする。照合の結果、口座残高が出金指図額と同額もしくは上回っている場合に限り、当該指図者の指定した仮想通貨ウォレットに対して、出金指図額を送金する処理を行うものとする。なお、当該処理（照合及び仮想通貨の送金処理）は指図を当取引所が受領した後、3営業日以内に実施するものとし、また、当該処理が終了次第、指図者にその旨を連絡する。

3 前項にかかわらず、送金を指図した者の指定口座に仮想通貨が実際に入金されるのは、当取引所からの送金後、ブロックチェーン上の承認が完了した後となる。

4 当取引所は、犯罪行為に使用されたとの疑いが極めて高い取引に係る口座の仮想通貨の出金については、当取引所の判断で一時的に停止することができるものとする。

第7条（システム障害、天災地変等の場合における非常措置）

当取引所は、当取引所の市場における仮想通貨の売買に係る決済が、当取引所のシステムまたは接続するネットワークの障害、あるいは天災地変、その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2 前項の規定により当取引所が決済の条件を定めたときは、取引の参加者は、これに従わなければならない。また、当取引所に故意または重大な過失がない限り、当該決済条件の変更に伴う取引の参加者の損害について、当取引所はその責を免れるものとする。

3 第1項の場合において、緊急の必要があるときは、当取引所は、取締役会の決議を経ずに、決済の条件を改めて定めることができる。

付 則

2017年6月29日 制定

2017年6月29日 施行